令和4年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和5年1月10日(火)

招集場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員

6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員

11 番 髙橋敦美委員 12 番 竹中誠一委員 13 番 田子博康委員 14 番 田中豊委員 15 番 田邊雄一委員

17番 中本公平委員 18番 舩越真委員

欠席農業委員 16番 富田行博委員

出席推進委員 廣東宣明委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 小林秀美委員 本池実委員 尾坂宣雄委員 長澤誠委員

事 務 局 日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 石岡主任

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

- 2 議事録署名委員の指名
- 3 議事
- (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について
 - ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - オ 第5号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地利用計画の一部変 更に係る意見照会に対する回答について

- カ 第6号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- キ 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計 画に係る意見照会に対する回答について
- ク 第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7)公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長 (田邊会長)

第10回農業委員会総会を開きます。

昨年12月29日に矢倉農業委員が亡くなられました。本当に一生懸命に頑張ってくださいましたので、大変残念に思っています。矢倉 委員のご冥福をお祈りして黙とうをしたいと思いますので、皆さんご起立ください。

(黙とう)

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) それでは、議席番号6番の大縄委員と議席番号7番の公本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、16番の富田委員です。審議 に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局 (石田主任)

事務局より二点ご報告いたします。まず、一点目に5条取下げがあります。議案12ページをご覧ください。番号118番の淀江町佐陀の案件は取下げとなりましたので、削除をお願いします。二点目に、相続税の納税猶予に係る適格者証明について、面積の変更がありました。お手許に議案の差替分が置いてありますので、ご確認をお願いします。

議長 (田邊会長)

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号34の大篠津町から番号35の尾高について審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号34番の大篠津町の議案について説明いたします。美保中学校近くにあります、畑2筆1222平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は41アールです。

番号35番の尾高の議案ついて説明いたします。エーコープ大高店近くにあります、田1筆1500平方メートルの農地を隣接耕作者の 譲受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は147アールです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第 3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろ しくお願いいたします。

議長 (田邊会長)

4ページ34番の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

34番議案について補足いたします。現地調査は12月21日に角農業委員と行いました。該当農地は以前から譲受人が管理耕作されており、今回、譲渡人から売買を持ち掛けられたものです。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長 (田邊会長)

続いて、35番の尾高について担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

3 5 番議案について補足いたします。現地調査は1月7日に尾坂推進委員と行いました。申請地はご覧のように3000平方メートルの一枚田です。これを、譲受人と譲渡人が共同で所有しています。以前からこの一枚圃場を譲受人が玉ねぎ等を栽培していました。譲渡人が高齢者となり、合意されて売買が成立しました。許可については問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。替成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用 事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。6ページ、番号2及び番号3の蚊屋について、一括して審議いたします。 事務局から説明してください。

事務局(石田主任)

事業計画変更2番と3番について、関連する案件ですので、まとめて説明いたします。詳細は議案のとおりです。事業計画変更の内容につきましては、2件とも転用面積を変更するものです。番号2、番号3ともに周辺一帯の農地と併せて6区画に分け、各区画に一般住宅及び進入路を目的とした転用申請6件の5条申請がなされ、番号2、番号3ともに令和4年9月7日に転用許可が下りております。事業計画変更の理由は、転用面積に誤差が生じたためとのことです。番号2については、蚊屋〇〇〇は261.16平方メートルから261.72平方メートルへ、蚊屋〇〇〇は175.24平方メートルから174.68平方メートルへ変更となりました。転用面積の合計に変更はありません。番号3については、蚊屋〇〇〇は60.40平方メートルから62.15平方メートルへ、蚊屋〇〇〇は246.90平方メートルから245.18平方メートルへ変更となりました。蚊屋〇〇〇の転用面積は変更ありません。転用面積の合計は380.06平方メートルから380.09平方メートルへ変更となりました。被害防除計画は変更ありません。ご審議よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

担当委員から説明があればお願いします。

能登路推進委員

ただ今、事務局から説明があったとおりです。以上です。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは8ページ、番号4の車尾南1丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

4番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、近隣の医療機関への貸駐車場を計画したものです。12月23日に舩越農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを3段設置します。雨水の排水について、浸透桝を1ヶ所設置し、地下浸透とする計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。替成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、議案第4号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、10ページ、番号112の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

112番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。12月25日に角農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず整地のみを行います。擁壁等ですが、隣接地の既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号113の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

舩越農業委員

113番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸工場を計画したものです。近隣に既存の工場である菅公学生服米子工場があり、事業拡大のため、平屋建の6831.25平方メートルの新工場を計画しているとのことです。関連会社である KANKOエステート株式会社が資産を管理しているため、転用事業者として工場を整備し、菅公学生服株式会社への使用貸借を行います。昨年12月23日に田邊会長、中本会長職務代理、小西農業委員、廣東推進委員、私とで現地確認を行いました。造成計画は、83センチメートルから109センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁高さ70センチメートルから140センチメートルを設置します。一部、コンクリートブロック20センチメートルを2段設置します。雨水の排水について、敷地内集水桝から農業用用排水路へ流す計画で問題ありません。なお、放流は3か所に分散して放流する計画です。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありませんが、水路を挟んで反対側の農地の耕作者には口頭で説明をしたそうです。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、転用について問題はないと考えますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

車尾南1丁目の2筆合計4805平方メートルが○○○さんから売却されています。去年の一月の総会で、私はこの人が農地を買う事について懸念があると発言しました。事務局にこの人が農業についてどうするのかと質問したら、初年度については牧草と芋や南瓜や野菜、三年間はその様な計画です、と出しておられます。実質、現状この一年間どの様に営農されていますか。

舩越農業委員

昨年一月の3条許可申請後、気にはなっておりまして、農地利用状況につきましては、時々確認に行っています。許可後の耕作状況については、廣東推進委員と数回に渡り確認しています。北側の農地ですが、ここは当初牧草を予定していると聞いていましたが、生育が上手くいかずに結果として耕耘して保全している状況です。続いて遊休農地を挟んだ南側の農地ですが、当初4月から8月頃にかけて南瓜が植え付けられていましたが、水はけが非常に悪くて余り良い出来ではなかったです。その後は耕耘をされて保全管理されています。もう一点、今回の5条申請には関係ありませんが、東側の農地1筆については、さつま芋が植え付けされていましたが、前々年に耕作放棄されていたためか、雑草が非常に多く発生していました。出来は非常に悪かったと見ていますが、耕作はされていた事は確認しています。以上です。

関本農業委員

元々三年間するという計画だったにもかかわらず、一年間で売却するのは転売ではないですか。私は納得できないです。

事務局(日浦局長)

3条申請に関しては、耕作を予定しているという申請で許可が出たというところですが、一年経たずに転用が出たという案件です。地元の委員さん達と連携しながら現地を見てきました。販売実績の書類も申請に添付されていました。たまたまという表現が適切かどうかわかりませんが、転売ではなく、3条で買って耕作をした後にこの様な計画が出た、と認識しています。

公本農業委員

関本委員の心情は解りますが、法律的に問題が生じることは多分無いと思います。事務局としても、当初申請が出た時に本人がそういう 風に耕作するとなると、疑う訳にはならないですよね。結果的にこうなったから嘘をついたのではないかと言っても取り返しがつかないで すよね。これからどうするかを考えた方が良いと思います。例えば、法人等、それに関係する人が農地を取得した場合に、耕作期間をどうするかとか、転売期間を制限は法律的に出来ないと思うが、農業委員会としては3年間位は転用転売は考えて欲しいとか、そういう事を付けないといけないと思う。

関本農業委員

我々はこれが良いかどうかを判断して、万が一我々が反対しても、県が判断して、通るという事でしょ。

事務局(日浦局長)

農業委員会で反対の意見が出された場合には、反対の意見を付して具申することになろうかと思います。

関本農業委員

最終の決定権は県にあるという事ですよね。

議長 (田邊会長)

個人的な意見になりますが、事務局としては出てきた時点での資料に対しての判断になりますので、その時点でOKだったら受付け、許可を出さなければならないと思っています。

関本農業委員

書類が通っていれば良いというのであれば何のために審議をするのでしょうか。事務局が受けて書類さえ通っていれば我々は要らないのではないか。

角農業委員

意見の具申という事であれば、この様に3条で購入して一年以内で転売というのは、今後あまり委員会としてはよろしくないという意見を付けて承認なり、されたらいいと思います。

議長 (田邊会長)

色々と意見が出ていますが、最終的には、この中で多数決によって決定したいと思います。他に意見はありませんか。

舩越農業委員

色々とご意見をいただいている所ですが、担当委員として、今回の5条申請の中で昨年一月にありました3条申請で取得した農地が含まれている事については、個人的には釈然としない部分はありますが、本5条だけを見た場合には審査上特に違法的な部分も見当たらない、という事から許可が妥当ではないかと申し上げました。ただ、私の個人的な要望としましては、今年改正となる3条の申請に係る下限面積の撤廃事項について、今後3条申請に、審査上非常に難しい選択を迫られる事が出てくるのではないかと予想しています。ついては、先程からありますように、今回の件について意見を付して出されるのも良いと思いますけれども、事務局の方には、全国の動きを見ながら、改正になることを踏まえて、早急な対応策を県と十分な協議をしたうえで検討して、出していただきたい。

事務局 (石田主任)

令和4年3月31日付けで国からの通知が出ておりまして先程委員さんから色々な意見が出ていましたが、地域によっては、農地を取得 してから3年は転用を認めないという事を慣行的におこなっている様ですが、これに対する国の回答が、この取り扱いについては農地転用 許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではない、となっています。

関本農業委員

最終的に皆さんがどう考えるかですが、具申する際に意見を付しても良いという事ですから、通すか通さんかとか、意見を付けるか付けんかとかいう所も判断を出して欲しいと思いますね。

議長 (田邊会長)

農業委員会の中で、こういう意見が出たと言う事を入れて出すという事ですか。

事務局 (日浦局長)

条件付きの許可という形で過去にもあったんですが、本日の議事録を加味しながら県の方に相談をかけるのは吝かではないですが、今、 出来るという回答は難しいです。決によって、対応していきたいと思います。

議長 (田邊会長)

そういたしますと、OKとなった場合には、そういう事が出来るかどうかを県とも相談して対応してまいります。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ番号114の陰田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

1月4日に佐々木推進委員と、現地確認を行いました。案件は、中国電力の高圧線の鉄塔が老朽化して、建替えのためのボーリング調査、 駐車場、工事車両の置き場という事ですので、特に造成はありません。雨水の排水等についても、現状のままです。隣接耕作者の同意、実 行組合の同意、農道使用にかかる同意を確認しております。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施 設がある農地で、第3種農地に該当します。一時転用で、一時転用期間は令和5年3月31日までとなります。転用について問題はないと 思われますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号115から12ページ番号116の河岡について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

髙橋農業委員

まず、115番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は隣接する譲受人の既存駐車場の拡張を計画したものです。譲受人は本件土地の隣接地で葬祭場を経営しており、現在の駐車場が5台程度しか駐車できないため、手狭で従来より拡張を計画していたものです。12月28日に福島推進委員と、現地確認を行いました。造成計画について、高さ40から50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、申請地東側にL型擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認してい

ます。土地改良区は該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、 その規模が10~クタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて116番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は建築条件付売買予定地です。本申請地については、従来からある河岡の円形団地すぐ近くで、都市計画の区域外という事もあり、住宅ニーズが非常に高い所です。今般5筆の農地を転用の上、本条件付き売買予定地を計画したものです。12月28日に福島推進委員と、現地確認を行いました。造成計画について、高さ最高20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁について、L型擁壁と既存コンクリートブロックを併用します。雨水の排水について、新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ接続する計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。なお、隣接農地はありません。土地改良区も該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10へクタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号117の淀江町福岡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

事務局 (石田主任)

担当委員さんが二人とも不在ですので、代わりに事務局が説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面を ご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。周囲の状況について、西側の方ですが2年位かけて太陽光施設が出来て います。造成計画について、現状のまま利用します。高さ1.2メートルの防護柵を設置します。雨水の排水について地下浸透及び自然流 下後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良 区の該当はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が1 0~クタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ議案第5号をお願いします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。それでは、14ページ番号1の今在家について審議します。事務局から説明してください。

事務局 (石田主任)

案件1について説明します。詳細は議案の通りです。申出人夫婦は、現在、市内の借家に二人の子供と4人で居住しているが、手狭なため、広い借家への転居を検討したが、意に沿うものがなく、新築することを計画いたしました。申出人は、両親の居住地の近くへ居住し両親の世話をしていきたいと考えているため、申出人の父の所有地について検討していたところ、申出人の父の兄弟が相続していた土地を贈与するとの申出があり、当該申出地を住宅用地として利用するため、農振農用地区域の変更申出があったものです。市の考え方としましては、当該申出地は既存集落内にある両親の自宅近くに位置し、農振農用地区域変更後の集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積、隣接農地及び周辺の農業用施設への支障も軽微であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件を満たすことから、農振農用地区域計画の変更もやむを得ないと判断しております。

議長 (田邊会長)

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

能登路推進委員

この農振除外ですが、田邊農業委員、関本農業委員、中本農業委員と現地確認をしました。当初、農振農用地として圃場整備をして50年近く経っており、現状として近隣には家が建っていることもあり、また、集落の方の子どもさんが家を建てられるということで、農振除外をしてはどうかと思います。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、17ページ、議案第6号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について20ページ番号1-1から24ページ番号1-25までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。 20頁、番号1-1から番号1-3は再設定です。 番号1-4、番号1-5は新規設定です。

21頁、番号1-6は再設定です。

番号1-7は新規設定です。

番号1-8、番号1-9は再設定です。

番号1-10は新規設定です。

22頁、番号1-11から番号1-12は再設定です。

番号1-13から23頁、番号1-16は新規設定です。

番号1-17から番号1-19は再設定です。

番号1-20は新規設定です。

番号1-21から24頁、番号1-25は再設定です。ご審議よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、27ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号1-1から34ページ番号1-37までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。27ページ番号1-1から34ページ番号1-37まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので26件、Bは相対

の契約から中間管理事業への切替3件、Dは期間満了による更新で8件です。以上、ご審議よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、36ページ、議案第7号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、37ページ番号1から41ページ番号13までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。 3.7ページ番号1から4.1ページ番号1.3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

举手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、43ページ、議案第8号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7号第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局から説明してください。

事務局(石田主任)

申請者は皆生一丁目の方で、皆生1丁目から3丁目にある農地5筆、皆生新田2丁目にある農地1筆、合計6筆3435平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。12月16日に福生地区の船越農業委員、影嶋推進委員に立ち会っていただき、現地確認をいたしましたところ、適正に耕作、管理されておられましたことを報告します。ご審議よろしくお願いします。

議長 (田邊会長)

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局 (河野事務局長補佐)

報告いたします。

45ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

次に 4.6 ページから 4.8 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8 件を受理しています。

次に、49ページから50ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、8件を受理しています。

次に、51ページから52ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、53ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、54ページから55ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、3件を証明しています。

次に、56ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件報告を受けています。以上です。

議長 (田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

私の方から一つ提案があります。最初に少し話をさせて貰いましたが、先月矢倉委員がお亡くなりになりました。その事について、農業 委員は全校区が対象になりますので、補充するのか、現状のままで行くのかを皆さんにお諮りしたいと思います。

角農業委員

矢倉委員が亡くなられまして、崎津の実行組合長に諮りましたら、6カ月の間は私、角に頼むとの事でしたので、私は受けたいと思いま す。大篠津と崎津を兼任でやらせていただきたいと思います。補充は無しでどうでしょうか。

議長 (田邊会長)

それでは、採決したいと思います。

補充なしで良いと思う方は挙手を願います。

挙手多数という事で、補充なしで、角委員の兼任で行きたいと思います。 事務局から連絡事項をお願いします。

事務局(日浦事務局長)

今日は、都市創造課の方から、新しく地区計画という概念を、新聞にも出た内容でございます。説明を少しの時間していただこうと思います。

(都市創造課相野課長が説明)

事務局 (河野事務局長補佐)

事務連絡です。2月10日(金)13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、2月定例総会を開催予定としております。 次に、1月の農地相談会は、ありません。2月に崎津公民館と加茂公民館で予定しています。

次に、1月分の活動実績報告書ですが、2月6日(月)までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。今月は、給与明細の封筒の中に、源泉徴収票と新聞代等の領収書を同封していますので、ご確認ください。矢倉農業委員ご逝去に伴い、慶弔規定により御香典とお花をお供えいたしました。

議長 (田邊会長)

そういたしますと、これを持ちまして、第10回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時55分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長(田邊会長)

議事録署名委員

議事録署名委員